

第1章

計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象地域
- 6 計画の対象範囲
- 7 計画の主体

1 計画策定の背景

市では、平成 13 年 6 月に、市民が健康で安全かつ快適に暮らすことができる環境を確保することを目的に、小平市環境基本条例を制定しました。その基本理念の着実な実現に向け、平成 14 年 6 月に小平市環境基本計画を策定し、市民、事業者、民間団体、市が一体となって、自然と共生し、循環型社会*を基調とした、環境負荷の少ないまちを目指し、環境の保全に関する施策や活動を総合的・計画的に推進してきました。

しかしながら、策定以降、社会情勢や市を取り巻く環境は大きく変化しています。

国においては、平成 18 年 4 月に「第三次環境基本計画」を策定し、環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱を示す中、地球温暖化*問題に対する取組を始め、循環型社会の構築、良好な大気環境の確保、健全な水環境の確保、生物多様性*の保全など 10 項目にわたる重点分野とそれぞれの取組を挙げています。特に地球温暖化問題については、平成 17 年 2 月に発効した「京都議定書*」の温室効果ガス*削減目標の達成に向け、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「エネルギー使用の合理化に関する法律」の改正、「京都議定書目標達成計画」を策定するなど対策を強化しています。

さらに、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故等に起因する電力不足や一般大気中に放出された放射性物質*など、エネルギー問題や地球温暖化問題、放射性物質による環境汚染の問題は新たな局面を迎えています。大量にエネルギーを消費する現在の生活を見つめ直し、省エネルギーの一層の推進や自然エネルギー*の利用拡大など更なる取組の強化とともに、新たな課題として、環境中の放射性物質について適正な対処が求められています。

東京都においても、少ないエネルギー消費で、快適に活動・生活できる都市を目指し、人類・生物の生存基盤の確保、健康で安全な生活環境の確保、より快適で質の高い都市環境の創出の 3 つの目標を掲げ、平成 20 年に東京都環境基本計画（第三次計画）を策定するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」を改正するなど、地球温暖化対策の強化を図っています。

市においては、現行の環境基本計画の進捗状況の報告及び公表をし、施策を進めるほか、環境基本計画の地球温暖化対策のための部門計画である「小平市地域エネルギービジョン*」を平成 21 年 2 月に策定し、低炭素社会*の実現に向けた新たな取組の推進を始めています。

このことから、市では、これまでの取組の成果や課題、環境問題を取り巻く社会情勢の変化、小平市の特性、市民への環境意識調査結果などを踏まえ、環境施策のより一層の推進を図るため、環境基本計画の改定を行うものです。

2 計画の目的

本計画は、小平市環境基本条例第 3 条に規定する基本理念の実現に向け、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

小平市環境基本条例

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

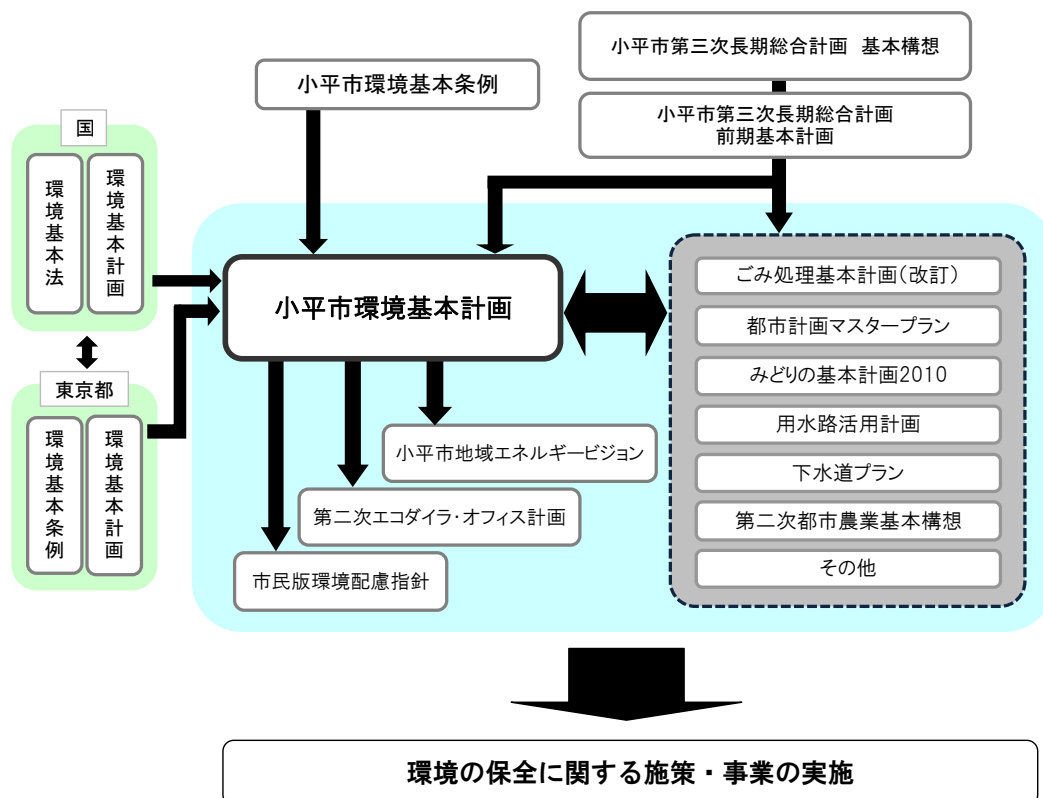
2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環型社会を基調とした、環境への負荷の少ないまちを目指して、すべての者が協働することによって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

3 計画の位置づけ

本計画は、小平市環境基本条例第7条に基づき策定するもので、小平市第三次長期総合計画-こだいら 21 世紀構想・前期基本計画の理念の実現に向けた部門計画として、廃棄物や緑、都市整備等の分野別の計画等に対する環境面からの指針を示すものです。

更に、国及び東京都が策定する関連計画との整合・連携を図っていきます。



4 計画の期間

計画期間は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とします。

なお、上記計画期間中においても、環境問題や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

5 計画の対象地域

本計画は小平市全域を対象とします。

なお、大気や水質への環境負荷などのような、行政区域を越え、地域が一体となった対応が必要な環境問題については、国や東京都、近隣自治体や関係機関など広域的な連携を図ります。

6 計画の対象範囲

計画の対象とする環境の分野は、「地球環境」（地球温暖化*、省エネルギー、新エネルギー*、資源循環等）、「自然環境」（水辺環境、生態系*、緑地、農地等）、「都市環境」（公園、景観、環境美化、交通等）「生活環境」（大気、水質、騒音・振動、悪臭、放射線等）および「参加と協働」（環境教育、環境学習、パートナーシップ等）とします。

7 計画の主体

環境問題は主に私たち人間の活動と密接な関係を持っています。したがってその解決には、私たち一人ひとりが日常生活や事業活動において、主体的、積極的に環境に配慮した行動をとることが必要です。市民、事業者、民間団体、市が主体となってそれぞれの役割を担い、相互に連携・協働を図りながら、計画を推進します。

■ 対象とする環境の範囲と計画の主体

